

公益重視の管理経営と林業の成長産業化への貢献

平成28年度関東森林管理局重点取組事項

総務企画部 企画調整課

関東森林管理局が管理経営する国有林では、伐採適期を迎えた高齢級の人工林が増加しつつあります。

このため、関東森林管理局では、公益重視の管理経営を一層推進する中で、充実した森林資源を有効活用しながら低コスト林業の普及・拡大を目指すなど、林業の成長産業化への貢献を図ってまいります。

また、野生動物との共存に向けた取組や緑の国土強靱化に向けた取組、東日本震災からの復旧・復興への貢献など、国民からの多様なニーズを的確に捉えつつ、開かれた「国民の森林」としての管理経営を目指すこととしており、平成28年度の具体的な取組として、以下に示す事項を重点的に実施します。

1 林業の成長産業化への貢献

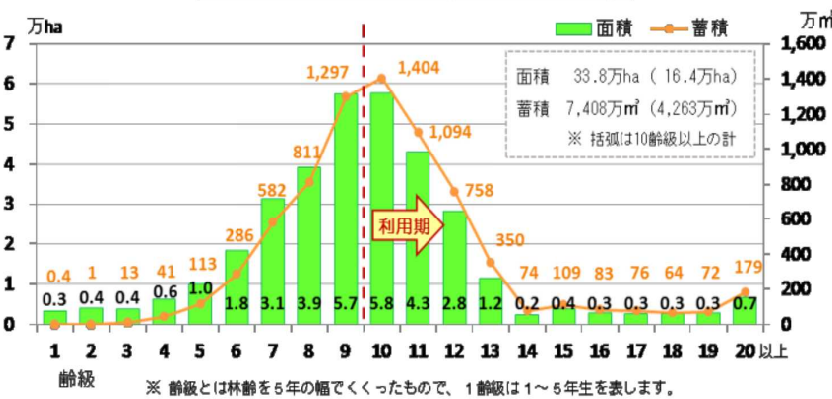
① 計画的な森林整備の推進

国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、林産物の供給など、森林が有する多面的機能が十分に発揮されるよう森林整備を計画的に推進します。

森林整備の実施に当たっては、間伐を適切に実施するとともに、伐採

適期を迎えた高齢級の人工林の増加を踏まえ、二酸化炭素の吸収作用の保全・強化を図るための主伐・再造林（森林の若返り）を計画的に進めます。

人工林の齢級構成（関東森林管理局）



コンテナ苗と架線系一貫作業システムの導入

② 林業の低コスト化の普及・定着  
森林整備に当たっては、林業の低コスト化に向けた技術を積極的に導入するとともに、現地検討会の開催等によりその成果を発信し、民有林への普及に取り組みます。

また、再造林に当たっては、花粉の少ない苗木の植栽やスギ以外の樹種への転換に取り組みつつ、苗木の需要見通しを種苗生産者等に情報提供していくことで、花粉症対策苗木等の生産拡大を図ります。

さらに、針葉樹と広葉樹が混在する森林、林齢や樹種が異なる林分がモザイク状に配置された森林など、多様な森林への誘導にも取り組みます。



列状間伐

「列状間伐」を原則とします。こうした低コストで高効率な作業システムの普及・定着を図るため、民有林関係者を含めた現地検討会を開催します。

具体的には、従来の裸苗と比べて、植栽作業の効率化が図られるコンテナ苗への転換を推進するとともに、コンテナ苗と高性能林業機械を活用し、伐採・地拵え・植栽までの作業を連動して行う一貫作業システムを積極的に導入します。

また、現地の実態を踏まえながら、植栽本数や下刈り回数を見直します。特に、植栽は現状の平均ヘクタール当たり2千7百本に対して2千本を基本に、下刈りは植栽後5〜6年間は毎年実施していたものを、苗木の成長の良い箇所では2年に1回にするなどの見直しを図ります。

③ 民有林との連携強化

地域における施業の集約化や森林の公益的機能の維持増進のため、国有林と隣接する民有林について一体的に路網整備や間伐等を推進します。具体的には、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等が期待される区域を「森林共同施業団地」に設定し、一体的な路網の整備や相互利用、計画的な間伐等の実施、民有林材と連携した木材の出荷等を行います。

国有林に隣接・介在する民有林での森林整備の遅れが国有林の公益的機能の発揮に影響を及ぼすおそれがある場合、民有林の所有者と「公益的機能維持増進協定」を締結し、国有林の整備とあわせて民有林の整備を一体的に行います。



「森林共同施業団地」による  
山元土場の共同利用

④ 林産物の安定供給

地域の需給動向等を的確に把握しながら、林産物を安定的・計画的に供給します。また、国産材の安定供給

給体制の構築のため、民有林と連携した協定取引等を推進します。

具体的には、国産材の付加価値向上や需要拡大、加工・流通の合理化等に取り組み製材工場や合板工場と協定を締結し国有林材を安定的に供給する「安定供給システム販売」を拡大します。

丸太の販売に占める割合  
6割(H27) ↓ 7割(H28)

大量の木質資源を必要とする木質バイオマス発電所等に対し、安定供給システム販売により未利用間伐材等の安定供給を図ります。



バイオマス発電施設と  
燃料用原木

林産物の販売を連携して行う民有林所有者の方を広く募集し、民有林と連携した安定供給システム販売を拡大します。

⑤ 人材育成・民有林行政への支援

地域の森林づくりを牽引する人材の育成や、市町村行政への技術的支援、民有林と国有林の森林総合監理士等が連携して活動できる体制の構築等に取り組みます。

具体的には国有林や都県等の職員を対象に、国有林のフィールドや技術を活用した研修等を実施し、将来の森林総合監理士を育成します。



国有林を活用した実践研修  
(現地検討)

また、今年度から新たに「民間連携推進地区」を設定し、国有林の職員が都県の森林総合監理士等と連携し、市町村森林整備計画の作成・実行監理等の支援を行います。その中から「ケーススタディ地区」を設定し、取組の過程や方法等を検証すること、他地域への普及・啓発を図ります。

2 野生生物との共存に向けた取組

① 野生鳥獣被害対策の推進

シカ等の野生鳥獣の生息域が拡大し、被害等による被害が深刻化していることから、野生鳥獣被害対策について、個体数管理を含む総合的な対策を実施します。

具体的には、職員が簡易チェックシートを携行し、随時、被害状況の把握を行います。また、新たにシカの侵入が危惧される地域(新潟県内)において、センサーカメラの設置などによる行動追跡調査を実施します。

また、シカの食害を防ぐため、防護柵の設置を行います。この際、再造林(植栽)区域が今後拡大すること踏まえ、防護柵の低コスト化を図ります。



低コスト防護柵(斜め張りネット)  
※内側から撮影

さらに、くくりワナやライフル等による捕獲事業を実施します。特に再造林(植栽)を実施する地域では、食害防除事業と捕獲事業の併用による総合的な対策を推進します。

被害の甚大な地域では地元自治体や関係者等と連携してシャープシューティング等による効率的な捕獲を実施し、シカによる被害の軽減を目指します。

捕獲を推進するため、地元猟友会との協定の締結や、職員による捕獲に向けた研修を実施します。



誘因捕獲 (シャープシューティング)

② 生物多様性の保全

世界自然遺産の小笠原諸島における外来種の駆除など保全・管理対策を実施します。また、NPO等との連携による野生生物の保護と森林資源の循環利用の両立に向けた取組を進めます。

具体的には、世界自然遺産である



2ヘクタールのスギ人工林を皆伐して創出した狩り場

また、群馬県みなかみ町の「赤谷の森」では、絶滅の危機にあるイヌワシの生息環境を向上させるため、昨年に皆伐した伐採跡地の狩り場



小笠原諸島の父島 (小港海岸)

小笠原諸島の国有林において、アカギやモクマオウなど外来種の駆除を実施し、小笠原諸島固有の森林生態系の修復を図り、世界自然遺産としての価値の維持に努めます。

としての効果を検証し、イヌワシ生息地における今後の人工林資源の管理手法の検討に活用します。

3 緑の国土強靱化に向けた取組

① 治山事業の推進による災害に強い山づくり

集中豪雨等によって被災した緊急性の高い荒廃山地の復旧整備を実施するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害発生リスクの高まりから、地域の安全・安心を確保するため、事前防災・減災対策を推進します。



荒廃山地の復旧整備

② 災害発生時における民有林への貢献

大規模な山地災害等が発生した際に、山地災害対策の技術・経験を有する職員の派遣やヘリによる初動対応を通じた支援を行います。

③ 森林土木工事における木材利用の推進

治山事業等の森林土木工事に使うコンクリート型枠用合板に国産材を使用します。また、緑化基礎工や法面保護工の資材にも間伐材を積極的に利用します。



民有林担当者との合同調査



間伐材を利用した治山工事

#### 4 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

東日本大震災で被災した海岸防災林等の早期復旧、福島第一原子力発電所の事故により放射性物質に汚染された国有林の除染等に全力で取り組みます。

##### ① 海岸防災林の復旧・再生

被災した海岸防災林の再生に向けて、樹木の生育基盤の造成や植栽等を進めます。実施にあたっては、企業やNPO等の方々にもご協力をいただきます。



NPO等による海岸防災林の植栽

##### ② 森林除染等への貢献

関係市町村と連携しながら国有林の除染を実施するとともに、除染で出た除去土壌等の仮置場について、市町村等から要請があった場合は国有林の提供に積極的に協力します。(平成27年度末現在…仮置場21件(計68万㎡))



仮置場(福島県内の国有林)



間伐の実証事業

また、避難指示準備解除区域等において、森林施業を円滑に再開できるように、通常の森林施業(間伐)に加え、放射性物質の拡散防止対策や作業者の被ばく低減対策の具体的な手法や効果の検証を行う「実証事業」を実施します。

(平成28年度…田村市・葛尾村地区、南相馬市地区、富岡町・大熊町地区)

#### 5 「国民の森林」としての管理経営

開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を推進するため、森林計画策定に係る意見聴取、国有林野事業の運営や技術開発等に関する情報の発信、森林環境教育や国民参加の森林づくりの推進に取り組みます。

##### ① 森林とのふれあい、森林環境教育の推進

国有林のフィールドや人材等を活用し、国民の皆様による森林づくり活動や森林環境教育を推進します。



小学校での森林教室

##### ② 双方向の情報発信

一般公募による国有林モニターとの意見交換会の実施や、国有林野が所在する地域の市町村長との会議などを通じて、情報発信や意見聴取を行います。



国有林モニターの現地視察

※ 国有林モニターとは、国有林野に関心のある国民へ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換等を通じて頂いた意見・要望等を管理経営に活かすための制度。モニターは公募により選定しますが、平成28・29年度の募集は終了しています。

なお、本稿の内容については、関東森林管理局のホームページにも掲載しています。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>)

各種施策の詳細については、同ホームページもご確認ください。